

地域型保育事業の認可基準【小規模保育以外の事業】

項目	区分	国の基準(案)				柏市の基準(案)	
		家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業		
			定員 19 人以下	定員 20 人以上			
職員数・ 資格要件	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保 育補助者)	小規模保育 (A型, B型) と同様	保育所と同様	必要な研修を 修了し, 保育 士, 保育士と 同等以上の知 識及び経験を 有すると市町 村長が認める 者	同左	
	職員数					0~2歳児 3:1 (補助者を置 く場合 5:2)	0~2歳児 1:1
設備・ 面積基準	設備・面積	参	保育を行う専 用居室: 1人 3.3㎡ (部屋自体は 9.9㎡必要)	小規模保育 (A型, B型) と同様(保育 室又は遊戯 室)	保育所と同様 ※(注1)参照 (保育室又は遊 戯室)	設けない	同左。ただ し, 保育室の 設置は遊戯室 の設置に優先 するものとす る。
			同一敷地内に 遊戯等に相当 な広さの庭 (付近の代替 地可): 2歳 児 1人 3.3㎡	屋外遊戯場(付近の代替地 可): 2歳児 1人 3.3㎡			
給食 (自園 調理)	給食	従	自園調理(調理業務の委託は可能) その上で, 連携施設又は近接した同一・系列 法人が運営する小規模保育事業, 社会福祉施 設, 病院からの搬入を可能とする		保育者による 調理及び食事 の提供は行わ ないことを基 本とする	同左	
	設備		調理設備	調理室			
	職員		調理員(調理業務の委託を行う場合, 連携施 設等からの搬入を行う場合は不要)				

(注1) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年柏市条例第40号)第34条第2号
「乳児室の面積は, 乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。」

項目	区分	国の基準（案）			柏市の基準（案）	
		家庭的保育事業	事業所内保育事業			居宅訪問型事業
			19人以下	20人以上		
耐火基準	参	上乗せ規制なし	小規模保育事業を踏まえ、検討	規制なし（消火器や避難経路の確認等を求める）	同左	
連携施設	従	連携施設の設定が必要（経過措置あり）		連携施設の設定は一律には求めない （障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする）	同左	
連携内容	従	①保育内容の支援 ②卒園後の受け皿 ※小規模保育事業と同様	①保育内容の支援 ②地域枠に関しては、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする （従業員の子どもについては、必ずしも設定を求めないこととする）	—	同左	
嘱託医	従	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）		—	同左	

区分欄の表記

従	従うべき基準
参	参酌すべき基準